

週休2日制モデル工事
実施マニュアル（試行）
（土木工事）

令和7年10月

船 橋 市

目 次

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 対象工事
- 4 積算方法
- 5 実施方法
- 6 成績評定
- 7 アンケートの実施
- 8 その他

1 目的

このマニュアルは建設業が取り組む「週休 2 日の定着」を発注者として支援するために試行する「週休 2 日制モデル工事」（以下、「モデル工事」という。）に関する必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

（1）モデル工事

現場閉所による週休 2 日工事及び週休 2 日交替制工事の総称をいう。

（2）現場閉所による週休 2 日工事

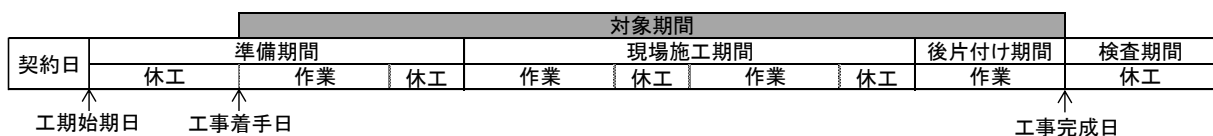
1）週休 2 日

対象期間において、毎月、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（月単位の現場閉所率が全て 28.5%以上になった状態をいう。）

2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間（例：12 月 29 日～1 月 3 日）、夏期休暇 3 日間（例：8 月 13 日～8 月 15 日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。



3）工事着手日

工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）に着手する日をいう。

4）工事完成日

後片付け完了後、工事完成通知書を監督職員に提出する日をいう。

5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

6）4 週 8 休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

7）現場閉所率

現場閉所率（％）＝（対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数）× 100

現場閉所率（％）は、小数第 2 位以下切り捨てとする。

（3）週休 2 日交替制工事

1）週休 2 日

対象期間において、毎月、4 週 8 休以上の平均休日率が達成したと認められる状態をいう。

(月単位の平均休日率が全て 28.5%以上になった状態をいう。)

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの対象者が当該工事に従事した期間をいう。なお、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。また、年末年始 6 日間(例: 12 月 29 日～1 月 3 日)、夏期休暇 3 日間(例: 8 月 13 日～8 月 15 日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

3) 工事着手日

工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量をいう。)に着手する日をいう。

4) 工事完成日

後片付け完了後、工事完成通知書を監督職員に提出する日をいう。

5) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での専務作業を含む)を 24 時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

6) 対象者

当該工事に係る受注者及び施工体制台帳記載の下請業者(建設工事の請負契約分のみ)すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が 1 週間未満の場合は除く。

7) 4 週 8 休

対象期間内の平均休日率が、28.5%(8 日/28 日)の水準に達する状態をいう。

8) 休日率

休日率(%) = (対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数) × 100

休日率(%)は、小数第 2 位以下切り捨てとする。

9) 平均休日率

平均休日率(%) = (対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数) × 100

平均休日率(%)は、小数第 2 位以下切り捨てとする。

3 対象工事

試行対象工事は、本市が発注する土木工事のうち、発注者が指定する工事とする。

4 積算方法

当初の予定価格において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に週休 2 日の達成状況を確認し、週休 2 日が達成されなかった場合(月単位の現場閉所率又は平均休日率が 1 回でも 28.5%未満となった場合)は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

・現場閉所による週休 2 日工事の補正

(1) 労務費	: 1.02
(2) 共通仮設費	: 1.01
(3) 現場管理費	: 1.02

・週休 2 日交替制工事の補正

(1) 労務費	: 1.02
(2) 現場管理費	: 1.02

5 実施方法

(1) 発注時

発注者は、公告文および特記仕様書にモデル工事である旨を記載する。また、設計図書（参考資料）に「工事工程表」（様式1）を添付する。

(2) 契約

契約の締結にあたり、次の内容を週休2日制モデル工事に係る特約条項として、工事請負契約書に記載する。

・現場閉所による週休2日工事

- ・受注者は、工事の施工に当たり、週休2日制モデル工事実施マニュアル（試行）（以下「マニュアル」という。）に定める現場閉所率を達成するものとする。
- ・発注者は、施工後に受注者の現場閉所の達成状況を確認し、マニュアルに定める現場閉所率が達成されなかった場合は、請負代金額を減額する変更を行うものとする。

・週休2日交替制工事

- ・受注者は、工事の施工に当たり、週休2日制モデル工事実施マニュアル（試行）（以下「マニュアル」という。）に定める平均休日率を達成するものとする。
- ・発注者は、施工後に対象者の休日の取得状況を確認し、マニュアルに定める平均休日率が達成されなかった場合は、請負代金額を減額する変更を行うものとする。

(3) 契約後

工事契約後、受発注者で速やかに協議を行い、発注者が発注時に示した「工事工程表」を基に、関係者協議の有無や協議完了予定時期等の工事工程のクリティカルパスを共有する。

(4) 工事着手後

- 1) 現場閉所による週休2日工事の受注者は、「週休2日計画工程表」（様式2）を作成し、監督職員に提出する。この「週休2日計画工程表」は月単位で提出するものとする。また、提出期限は、当初月は工事着手日までとし、それ以降は月初めの作業開始前までとする。
- 2) 現場閉所による週休2日工事の受注者は、対象期間中、やむを得ない理由により「週休2日計画工程表」に示した「現場閉所計画日」に作業を行う場合は、当初の「現場閉所計画日」から起算して前後14日以内に振替現場閉所日を設けることができる。振替現場閉所日を設ける場合は工事打合せ簿により監督職員と協議を速やかに行う。この振替現場閉所日は、当初の「現場閉所計画日」を含む月の現場閉所日数としてカウントして、現場閉所率を算出する。
- 3) 現場閉所による週休2日工事において「週休2日計画工程表」に示した工程から大幅な変更が生じた場合は、その理由と変更後の工程について、受発注者で協議を行う。
- 4) 工程の変更理由が以下の①～④に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
 - ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
 - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
 - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
 - ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

- 5) 受注者は、毎月提出する「工事履行報告書」（土木様式 11）に現場閉所日数と現場閉所率又は平均休日率を記載する。（記載例参照）また、「工事履行報告書」に「現場閉所実績書」（様式 3）又は「交替制実績書」（様式 4）を添付する。なお、受注者は「現場閉所実績書」又は「交替制実績書」における現場閉所日又は休日の取得状況を確認できる書類（作業日報等）を「工事履行報告書」提出時に監督職員に提示する。

6 成績評定

週休 2 日が達成されたと認められる場合は、工事成績評定の加点および該当項目の追加を行う。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取組む姿勢が見られなかった場合（4 週 6 休未満）については、点数を減ずる措置を行うものとする。

条件	加点・減点 ^{※3}
月単位の現場閉所率又は平均休日率が 全て 4 週 8 休 (28.5%) 以上の場合	+1 点 ^{※1}
月単位の現場閉所率又は平均休日率が 1 回でも 4 週 6 休 (21.4%) 未満となった場合	-1 点 ^{※2}
上記以外	±0 点

※1：加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における割合は 0.4 であるため、工事成績評定の加点は 0.4 を乗じた点数となる。

※2：減点は総括監督員の評価項目「法令順守」で行う。

※3：上記以外にも、総括監督員および主任監督員の評価項目「施工状況」の細別「工程管理」において、該当項目の追加を行い、週休 2 日の取組みを適切に評価する。

7 アンケートの実施

発注者がモデル工事に関するアンケート調査を実施する。アンケート調査の対象は、月単位の現場閉所率又は平均休日率が 1 回でも 28.5% 未満となった工事を対象とし、受注者は工事完成検査後、2 週間以内に調査票を発注者へ提出する。なお、調査票については、監督職員から別途指示する。

8 その他

このマニュアルに定めのない事項については、監督職員と協議すること。